



環境配慮契約のガイドンス

(電気供給契約に関する契約方針策定・見直し)



■ 環境配慮契約とは

温室効果ガスその他環境への負荷の原因となる物質の排出削減を目的に、製品・サービスを調達する際、価格に加えて、環境性能や事業者の環境価値（環境への取り組み等）を含めて評価し、契約相手方を決定する契約手法。

グリーン購入の基準を満たした製品・サービスの中から、総合評価落札方式でコストパフォーマンスに優れたものを調達したり、グリーン購入では基準化できない事業者の環境価値を評価できるなど、グリーン購入を補完する仕組みでもある。

■ 環境配慮契約を推進するための考え方

- グリーン購入と併せて実施することが効果的
(グリーン購入の対象であるものは、基準を満たすことが大前提)
- 環境に配慮した製品・サービスの普及が目的であることを念頭に置く
(基本方針に具体的に規定された種類・対象以外の契約についても実施に努める)
- 経済性に留意しつつ、価格以外の環境性能など多様な要素も考慮が必要
- 評価基準、契約手続等を明確にし、中小企業等が不当に不利とならないよう、公正な競争の確保に留意
- 他の施策との調和、特に対象となる場合はWTO政府調達協定との整合性も留意

■ 環境配慮契約法における地方公共団体の位置付けと役割

- 温室効果ガス等の削減に向け、環境配慮契約の具体的な方法を定めた仕組みとして、環境配慮契約法が2007年（平成19年）に施行。
- 地方公共団体には、以下の **4つの努力義務** が求められている。

1. 環境配慮契約の推進

温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努める。（第四条）

2. 契約方針の作成

温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約に関する方針を作成するよう努める。（第十一条）
※複数の地方公共団体で共同して作成することも可能

3. 契約種類の特定

温室効果ガス等の排出の削減に配慮する契約の種類について定める。（第十一条）

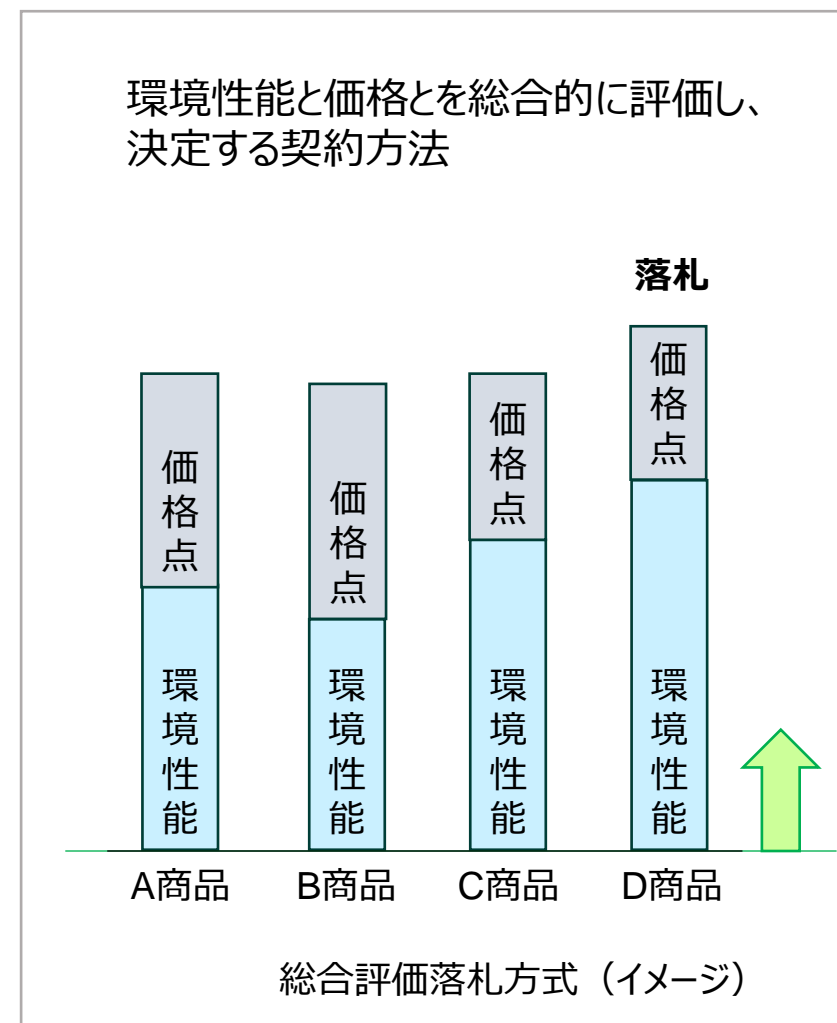
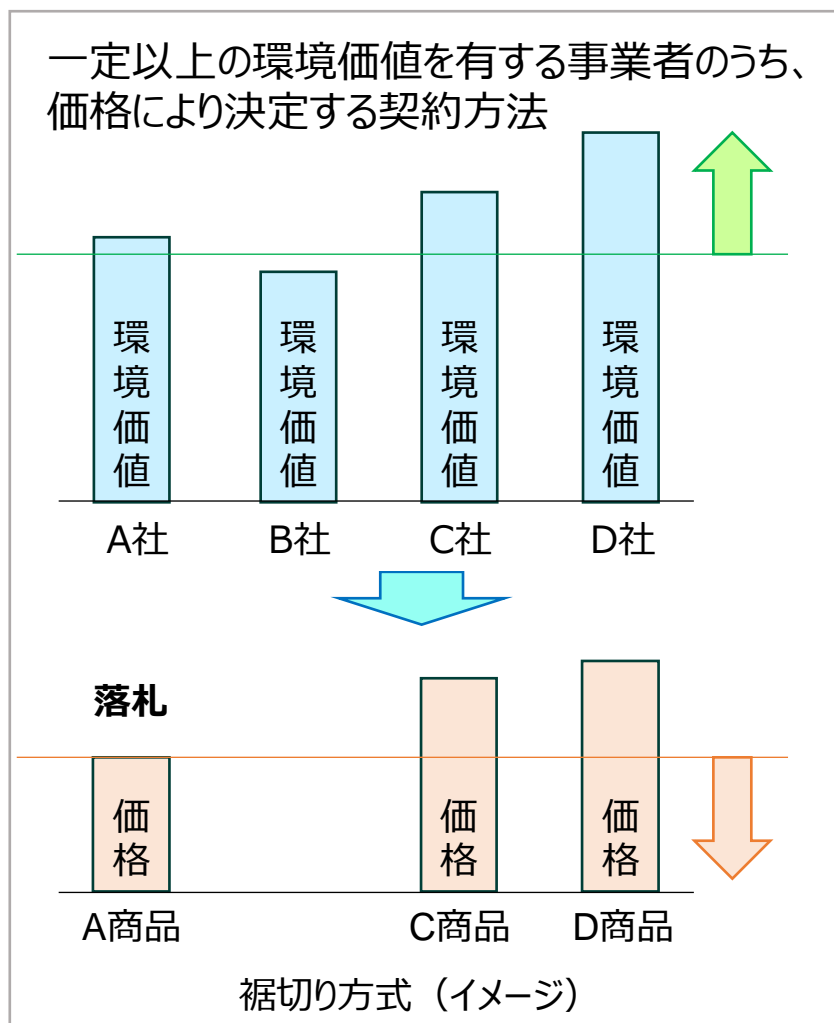
4. 契約実績の公表

環境配慮契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表するよう努める。（第十一条）

- 電気の供給を受ける契約
裾切り方式（CO₂排出係数等）
- 自動車の購入・賃貸借に係る契約
燃費と価格による総合評価落札方式
- 船舶の調達に係る契約
環境配慮型プロポーザル方式
- 建築物に係る契約
 - ▶ 建築物の設計に係る契約（環境配慮型プロポーザル方式）
 - ▶ 建築物の維持管理に係る契約（温室効果ガス等の排出削減に配慮した内容を仕様書に明記）
 - ▶ 建築物の改修に係る契約（ESCO事業、その他省エネ改修事業）
- 産業廃棄物の処理に係る契約
裾切り方式（優良産廃処理業者認定制度基準への適合状況等）

■ 環境配慮契約の実施手法

環境配慮契約では、対象となる製品・サービスの特徴を考慮し、「総合評価落札方式」、「裾切り方式」、「プロポーザル方式」などの手法を選択する。



電力供給契約における裾切り方式

裾切り方式の具体例：電力供給契約

■ 裾切り方式

【基本的考え方】

- 調達する製品・サービスではなく、調達先の事業者の環境価値を評価する手法
- 納入先に合せ、製品・サービスの内容を容易に変更できるものや製品・サービスではなく、事業者を評価することが、より環境負荷低減につながる場合に採用（例：電気供給、廃棄物処理）
- 原則複数の事業者が参入可能な裾切り基準を設定
- 事業者間の競争を不当に阻害しないことに配慮
- 裾切り方式を実施した上で、仕様書で調達電力における再生可能エネルギー割合の設定や総合評価落札方式の実施も可能
- 裾切り方式を実施せず、再エネ電力調達を行った場合、二酸化炭素排出係数の高い事業者から購入する可能性がある

電力供給契約における裾切り方式例

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数を開示しており、前年度の下記の評価項目に関する実績を点数制で評価し、**70点以上**の小売電気事業者に**入札参加資格を付与**

【必須項目】

- ① 二酸化炭素排出係数（70点程度）
- ② 未利用エネルギーの活用状況（10点程度）
- ③ 再生可能エネルギーの導入状況（20点程度）

【加点項目】 調達者が設定



- ④ 省エネルギー・節電に関する情報提供（5点程度）

裾切り方式の評価基準（配点例）

要素	区分	配点
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.350 未満	70
	0.350 以上 0.375 未満	65
	0.375 以上 0.400 未満	60
	0.400 以上 0.425 未満	55
	0.425 以上 0.450 未満	50
	0.450 以上 0.475 未満	45
	0.475 以上 0.500 未満	40
	0.500 以上 0.525 未満	35
	0.525 以上 0.550 未満	30
	0.550 以上 0.575 未満	25
	0.600 未満	20
		0
② 前年	0.675 %未満	10
		5
	していない	0
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	8.0 %以上	20
	5.0 %以上 8.0 %未満	15
	2.5 %以上 5.0 %未満	10
	0 %超 2.5 %未満	5
	導入していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

②で10点、③で20点を得た場合
裾切り基準を①～③で満たすために
必要な排出係数は0.500未満

最新版の配点例に更新必要

供給区域別の配点例は環境省の環境配慮契約法Webサイト（ホームページ）を参照のこと。

CO₂削減

- 政策的に裾切りの基準を設定することにより、CO₂排出係数の高い小売電気事業者を排除することができ、多くの機関で実施することにより、地域全体のCO₂排出係数の低減につなげられる。
- 併せて、調達する電力の再生可能エネルギー割合等を仕様書で設定することで、電力使用施設におけるCO₂排出量を更に減らすことができる。

【入札実施及びグループ化による効果】

○ コスト削減

- 競争入札への形態変更や、電力契約のグループ化によって1契約あたりの電力総量を増やし、スケールメリットを出すことができるため、契約金額を抑えることができる。

○ 事務工数削減

- 電力契約をグループ化することで、電力の契約事務や電気代支払いの請求書の枚数を減らし、支払い事務を減らすことができる。
- 更に複数の部署にまたがる電力契約をまとめることができれば、自治体全体での事務効率の向上につながる。

環境配慮契約（電力）の導入手順

契約方針の策定

入札実施

実績把握・
改善検討

目的を
考える

現状把握

- ・各施設の契約内容
- ・入札事業者の有無

方針内容の検討
(契約方法、運用体制、運用手順)

他団体の事例収集、庁内協議

シミュレーション

- ・入札事業者の評価
- ・グルーピング

事業者ヒアリング

契約方針案の検討

契約方針の策定

方針の周知・運用

現状把握が必要な項目

1	電力調達施設	本庁舎、出先機関、学校、病院、警察、浄水場等 (指定管理者施設を含む)
2	契約内容	契約量、電圧の種類（高圧・低圧等）、契約件数・期間等
3	契約方法	一般競争入札、随意契約等 (見直しの場合は、裾切り実施状況等)
4	施設管理部署	総務課、管財課、教育委員会、施設担当課等
5	契約部署	総務課、契約課、教育委員会、施設担当課等
6	環境配慮事項	環境配慮に関する事項を設定している場合は、その内容
7	契約先	契約している小売電気事業者（入札を実施している場合は、入札参加事業者も把握）

環境配慮契約（電力）の導入手順

契約方針の策定

入札実施

実績把握・
改善検討

目的を
考える

現状把握

- ・各施設の契約内容
- ・入札事業者の有無

方針内容の検討
(契約方法、運用体制、運用手順)

他団体の事例収集、庁内協議

シミュレーション

- ・入札事業者の評価
- ・グルーピング

事業者ヒアリング

契約方針案の検討

契約方針の策定

方針の周知・運用

契約方針策定のために検討が必要な項目

1	対象施設	どの施設で環境配慮契約に取り組むか (※一部の施設のみで取り組むことも可能)
2	契約内容	対象とする契約量の規模、電圧の種類（高圧・低圧等）、契約期間等
3	契約方法	裾切り方式実施後の契約方法（価格競争、総合評価落札方式、プロポーザル方式等）
4	裾切り基準	評価項目（CO ₂ 排出係数、再エネ導入状況等）、項目別基準・配点 (※環境省配点例や先行する地方公共団体などを参考)
5	環境配慮事項	調達電力における再エネ割合等、仕様書で定める環境配慮事項の有無
6	体制整備	対象施設等を踏まえた必要な体制の構築 (小売電気事業者の評価は誰がやる？仕様書は誰が作成する？等)
7	予算調整	財政部局との事前調整 (※既に入札実施の場合は、契約金額増の可能性もある。 特に調達電力における再エネ割合を設定する場合は注意が必要。)
8	入札手順整理	事務効率化のため入札手順の標準化（事務マニュアル等の策定）

環境配慮契約（電力）の入札実施手順

契約方針の策定

入札実施

実績把握・
改善検討

■ 入札準備

裾切り要件の設定

仕様書の作成

予定価格の作成

入札実施に必要な
事項の調整

■ 入札公告・資格審査

入札公告

入札参加資格の審査
(裾切り実施)

■ 事業者決定・契約

入札

開札

契約

契約実績の
公表

- **環境配慮契約を実施するには裾切り方式、総合評価方式、プロポーザル方式等、いくつかの評価方法がある。**

今回は、電力供給の契約について、裾切り方式を紹介した。

- **適切な方法や基準を設定することで民間事業者の行動変容を促し、地域全体の温室効果ガスの排出削減につながる。**
- **電力調達施設や契約電力量よりグルーピングを実施することで、コスト削減にもつながる。**